

第2回獣医師専門医制検討委員会の会議概要 (学術部会個別委員会)

日 時 平成18年1月31日(火) 13:30~16:30

場 所 日本獣医師会会議室

出席者

【委員】	岩崎 利郎	東京都獣医師会(東京農工大学教授・日本獣医皮膚科学会副会長)
	大橋 文人	大阪府獣医師会(大阪府立大学教授)
	北川 均	岐阜県獣医師会(岐阜大学教授)
	佐々木伸雄	東京都獣医師会(日本獣医学会理事長・東京大学教授)
	多川 政弘	東京都獣医師会(日本獣医畜産大学教授・獣医麻酔外科学会会長)
	辻本 元	東京都獣医師会(東京大学教授・日本獣医内科アカデミー)
	萩尾 光美	宮崎県獣医師会(宮崎大学教授・日本獣医画像診断学会会長)
	古川 敏紀	広島県獣医師会(倉敷芸術科学大学教授・比較眼科学会理事)
	山田 英一	新潟県獣医師会理事(山田動物クリニック院長)

【本会】 山根 義久(会長)、中川 秀樹(副会長)、酒井 健夫(学術部会部会長)、ほか

議 事

- 1 第1回獣医師専門医制検討委員会の検討結果の報告
- 2 獣医師専門医制のあり方についての協議

会議概要

開会にあたり、佐々木委員長から「多忙な中、ご出席いただいたことに感謝する。前回の検討結果をふまえて、今後の獣医師専門医制のあり方についての方向性を見定めていく議論を行いたい。」旨の挨拶がなされた。

- 1 第1回獣医師専門医制検討委員会の検討結果の報告

事務局から、資料に基づき第1回委員会の会議概要が示され、第1回委員会においては、獣医師専門医制の現状と今後のあり方、獣医師専門医制に係る関係学術団体との連携、獣医師専門医機構(仮称)の設立準備について、の各議題についての意見交換が行われ、専門医機構の設立を目指す方向で検討を進めることが確認された旨報告された。また、第2回委員会では、事前に欧米の専門医制について資料を配布し、参考にしながら具体的な検討を行うこととされた旨が報告された。

2 獣医師専門医制のあり方についての協議

(1) 佐々木委員長から、獣医師専門医機構の設立についての委員会としての考え方をどのように取りまとめるかについて、各委員に意見が求められた。各委員からは大要以下の意見が出された。

ア 今日のわが国における動物医療に関する社会的なニーズを考慮すれば、獣医師専門医制の構築は必要である。

イ 学術団体が行う専門医認定に係るシステムを統一的に管理する機関が必要である。

ウ まず、システムを構築すること。システムが動き出さない限り改善もできない。機構の設立を目指すべきである。

これを受け、佐々木委員長により「社会情勢から鑑みて、わが国における獣医師専門医制の確立は必要である。その制度の適正な運用のため、関係団体を指導監督の上制度全体を統括・管理する獣医師専門医機構(仮称：以下「機構」)の設立を進める。」とする方向が確認された。

(2) 次に、米国獣医師専門医委員会及び欧州獣医師専門医委員会の「専門医制度に関する方針と手順」が示され、主に欧州獣医師専門医委員会の掲載項目の資料を参考にしながら、機構の位置づけについての検討が行われた。委員からは大要次の意見が出された。

ア 機構が獣医界全体に係るものである限り、獣医師会の組織とすべきではないか。

イ 専門医には一定のレベルが求められるが、それを担保できる機関として一般の認識を得られるのは日本獣医師会において他にないのではないか。

ウ 日本獣医師会は、動物医療の向上のため、獣医師卒後臨床研修、専門医、動物医療補助者に係る制度などに、積極的に係るべきである。

エ 専門医認定を行う学術団体には日本獣医師会の構成獣医師でない獣医師もいる。その扱いはどうするのか。

オ 米国では獣医師会組織率が決して高くはないが、獣医師会の中に機構を設けて、会員以外の者も認定している。

カ 関係省庁、日本学術会議や日本獣医学会をはじめ、関係学会等との調整を図るためには、機構は獣医師会の傘の中に置かれているほうがよい。その場合、構成獣医師のみが専門医認定が受けられる仕組みであれば、認定を受けようとする人は会員になるのではないか。

キ 構成獣医師以外の獣医師も含めた専門医認定活動に対して日本獣医師会が費用負担を伴う係りを持つことについて、構成獣医師の理解は得られるのか。

ク 現在の獣医師会の弱点は組織への求心力である。会費を 6000 円から 10000 円にするだけでも地方獣医師会は混乱するのが現状。会員が「われわれの力で組織を支え、社会に役立つ。」という意識に欠ける。積極的に動物医療の向上に関わり、飼育者のニーズに応えて社会的信用を高めることがやがて自分たちにも利益をもたらすことを理解すべきである。その意味でも、当初はいろいろな課題を抱えての

スタートとなろうが機構は獣医師会の中におくべきである。

ケ この委員会として、専門医制度に関するいくつかの選択肢を準備し、獣医師会の組織内での検討材料を示す必要がある。

これらの意見を受け、佐々木委員長から「日本獣医師会の組織に係る問題であり、理事会での検討によらなければならない事柄であるが、委員会の提言として、機構は獣医師会の内部あるいは傘下の組織とする方向で取りまとめる。」とする旨が各委員に諮られ了承された。

(3) 機構を日本獣医師会の内部あるいは傘下の組織とする場合の運営経費や事務負担等に関する協議が行われ、委員からは大要次の意見が出された。

ア 資金力の面から見て、全ての経費を獣医師会が負担するのは無理。

イ 獣医師会に機構をおくなら、事務経費等は獣医師会が負担すべきだろう。

これらの意見を受けて、佐々木委員長から、「機構に所属する各学術団体の会費等詳細は機構の立ち上げの後に検討するというところでどうか。」との取りまとめ案が示され、了承された。

(4) 機構の構成メンバーについて、大要以下の意見が出された。

ア 専門医認定を行う学術団体の代表者をメンバーとすることでよいのではないか。

イ 現在は認定活動を行っていないが、将来的に認定を目指している団体の扱いはどうすべきか。

ウ 認定制度が未整備の団体は、実績不足であり正式な会員とすべきではないのではないか。

エ すぐには専門医制を立ち上げられない団体にも情報を共有してもらい、参加を促すことは制度の普及のためにも大切である。オブザーバー参加を認めるべきである。

オ 機構設立後、真剣に取り組みたいという団体に対しては一定の基準を設けた上で参加を認めるのがよい。

カ 各学術団体に加え、日本獣医師会代表者、日本獣医学会代表者、日本学術会議代表者、全国大学獣医学関係代表者協議会代表者が参加するのがよい。

キ 広告制限等の問題とも関わってくるので、農水省にも参加を呼びかけたい。

これらの意見を受けて、佐々木委員長により、「機構の構成メンバーは専門医の認定制度を備えた学会の代表者、及び今後専門医制の施行を目指している学会で機構が定めた基準を満たすものの代表者を会員とし、日本獣医師会代表者、日本獣医学会代表者、日本学術会議代表者、全国大学獣医学関係代表者協議会代表者とする。行政の担当者にも参加を呼びかける。」旨取りまとめられ、了承された。

(5) 機構の代表者について、佐々木委員長から「獣医師会の会長＝機構の統括者」とは位置づけず、機構の構成メンバーの互選とすることが提案され、了承された。

- (6) 専門医を認定する各学会の認定基準について検討され、大要以下の項目があげられた。
- ア その専門医の分野に対する社会的ニーズがあるか
 - イ 何名の専門医養成を行うか
 - ウ どのような専門医認定基準を設けているか

このことについて、佐々木委員長から「詳細は機構設立時に検討した方がよいだろう。現段階においては、社会的ニーズがあることを前提とし、認定・更新については一定要件を定めるということではどうか。」との方向が示され、了承された。

- (7) 各学会における専門医の認定基準について大要以下の意見がなされた。
- ア ゼネラリストを専門医とは呼ばないので、米国にならって専門医としての活動の割合が全体の75パーセント以上とすべきである。
 - イ 一定の基準は必要だが、数値は検討の必要がある。
 - ウ 専門医は一般の診療獣医師より立場が上というイメージができるのは困る。専門医としての活動の割合、症例数、論文数などの基準を明確に設けるべき。
 - エ わが国の現状のように、二次診療を行う施設が確立されていない現状では、大学関係者しか要件を満たせなくなってしまう。
 - オ レジデントプログラムを修了して試験に合格しているのが大前提である。
 - カ 社会貢献ができることも重要である。
 - キ 論文を書けるだけでなく、書かせることのできる指導力も要求される。

- (8) こうした意見を受け、各学会が行う専門医認定の要件として、専門医としての業務の割合や症例数に一定の基準を設ける。論文・学会発表をはじめとする研究業績に一定の基準を設ける。社会貢献活動や教育活動に一定の基準を設ける。レジデントプログラムを修了している。試験制度を設けてその試験に合格している。を盛り込みとりまとめることとされ、以上の要件を各学会段階の認定システムの中で先ず確認し、確認を受けた者の申請により機構が更に統一的な審査を行い、審査の結果、機構認定の一定基準を満たす者を機構が、「獣医師専門医」として認定する方式をとることとされた。

- (9) 以上の検討を受け、獣医師会は機構を設立し、機構のメンバーである各学会はレジデントプログラムと試験制度を確立すべきであり、レジデントプログラムを修了し、試験に合格し、一定基準を満たすものを「専門医」と呼ぶことで委員の意見は一致した。一方、わが国でレジデントプログラムが確立されていない現状において、すぐにレジデントプログラムの検討をはじめたとしても、すぐに始められる見通しはなく、仮に始められたとしても専門医が社会に排出されるまでにはさらに時間がかかることについて、委員から以下の意見がなされた。
- ア 社会からの要請が高いこともあり、移行措置として、必ずしも完成されたレジデントプログラムを修了していなくても、何らかの形で現状追認型の基準を設けるこ

とが必要ではないか。

イ 国際的に認められるものをつくるという趣旨なら、厳格な制度ができ、それを経た専門医が登場するのを待てばよいのではないか。しっかりしたレジデントプログラムを通過したものでなければ、専門医とは呼べない。

ウ まずは機構を作って、大学におけるレジデントプログラムの構築を進めることが大切ではないか。その中で少しずつ改善を進め、最終的に欧米に並ぶ制度にしていけばよい。まずは制度をスタートさせて専門医を認定することが大切である。

エ 国際的にみれば、専門医とはしっかりしたレジデントプログラムを修了し、試験に合格したものであるのが常識である。中途半端にやって日本の獣医界の信用を落とすよりも、しっかりしたものを作ることが重要である。たとえ最初の専門医認定が5年後、10年後となろうともかまわないのではないか。

オ 当面は少しずつ何らかの形で認定を行って専門医を認めていくことが必要。やがてレジデントプログラムを修了した専門医が排出されるようになったら自然に制度は確立する。そうするうちに、当初認定された専門医は世代交代していく。

カ 移行期間に専門医認定を受けた人が、決して国際的なものではないということを実感することは大切。名称を「準専門医」「特別専門医」等とし、「専門医」とは区別しておいてはどうか。

キ 専門医は「量」の問題ではなく「質」の問題。人数が大勢いることよりも世界的に認められるレベルの人が存在していることが大切ではないか。

- (10) 佐々木委員長から、各学会の認定においてはレジデント制の確立を目指すとするも、各専門分野について一気にレジデント制を軌道に乗せることは困難とし、この間、レジデント制にかわる措置をとり得るとする移行期間を設けることが提案され、了承された。移行期間における認定については、「制度そのものの質の低下を招かない方法とする」ことで委員の意見は一致したが、具体的な内容については「先に機構を設立し、“日本版”専門医制の構築を急いだ後、システムを整備し国際的に認められるものにしていく」「欧米のようなレジデントシステム等の整備を急ぎ、国際基準を満たした専門医が排出されるのに合わせて専門医制をスタートさせる」の両論があり、両論併記の形で取りまとめることで了承された。

まとめ

- 1 佐々木委員長から、「各項目について、取りまとめの方向性は示された。次回委員会では前回と今回の議論を踏まえ、最終報告を取りまとめることにしたい。」との挨拶があった。
- 2 次回委員会はその具体的な日程は再度調整することとされた。
- 3 山根会長から、「お忙しい中をお集まりいただき、慎重な審議を行っていただいたことに感謝する。今後の各団体間の調整には困難もあるだろうが、専門医制は日本の獣医療になくてはならぬ制度であり、ぜひとも確立していただきたい。理想的な制度

を目指すのは重要なことではあるが、現状から一気に飛躍するのは日本の風土・文化に合わないものとする。少しずつ調整を重ねながら一歩ずつ進み、よりよいものを目指すということも大切ではないかと考える。今後の進展に期待する。」との挨拶があり、会議を終了した。